

春日井市・春日井市区長町内会長連合会
「区・町内会・自治会のしおり」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市・春日井市区長町内会長連合会「区・町内会・自治会のしおり」(以下「しおり」という。)への広告掲載について、春日井市広告掲載要綱(平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所及び位置)

第2条 広告の掲載場所は「しおり」の裏表紙とし、掲載位置は市が決定する。

(広告規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、募集要項で定めるものとする。

(広告掲載の枠数)

第4条 広告掲載の数は、4枠までとする。

(広告の募集)

第5条 広告主の募集は、広報春日井及び市ホームページに掲載して行う。ただし、市長が必要であると認める場合は、個別に掲載募集することができる。

2 募集期間その他募集について、必要な事項は募集要項で定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するものは、春日井市・春日井市区長町内会長連合会「区・町内会・自治会のしおり」広告掲載申込書(第1号様式)に広告の原案を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された広告の原案に不適切な表現がある場合は修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第3条第2項及び第3項の規定に照らし、広告の原案及び広告主としての資格を審査し、可否を決定する。

2 市長は、広告掲載を決定したときは、春日井市・春日井市区長町内会長連合会「区・町内会・自治会のしおり」広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告掲載をしない決定をしたときは、春日井市・春日井市区長町内会長連合会「区・町内会・自治会のしおり」広告掲載非決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 募集枠を超えて申込み(第1項の規定により市長が適当でないと認めるものを除く。)があった場合は、抽選により決定する。

(広告の作成)

第8条 広告主は、要綱第5条第1項の規定に基づき、掲載しようとする広告の原稿を市長が別に定める期日までに提出し、その承諾を受けなければならない。

2 掲載する広告は、広告主の負担で作成するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を一括納付する。

(広告掲載料の還付)

第10条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由の場合は還付する。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、春日井市・春日井市區長町内会長連合会「区・町内会・自治会のしおり」広告掲載取消通知書(第4号様式)により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第3項の規定による仕様の変更又は、条件に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載を取り下げができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に、春日井市・春日井市區長町内会長連合会「区・町内会・自治会のしおり」広告掲載取下申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成26年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月13日から施行する。